



みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2013. 8

改正消費税等の簡単な冊子を作りました。

同封いたしましたので、無用な混乱を避けるため、参考にしていただけたら幸いです。



小規模事業者活性化補助金（中小企業庁）

募集期間	平成 25 年 6 月 28 日から平成 25 年 8 月 16 日
対象企業	<p>常時使用する従業員数が 20 人以下（卸売業、小売業、サービス業は 5 人以下）の企業。</p> <p>なお、上記従業員数には、会社役員（使用人兼務役員を除く）、アルバイト、パート労働者を除きますから、実際の人数はもう少し多くなります。</p>
補助対象事業	<p>1 特定市場（隙間市場、未開拓市場と捉えればよいでしょうか。）を早期に開拓することを目的とした事業。</p> <p>2 地域事情（伝統産業、観光産業という意味ではありません）に特化し、早期に開拓することを目的とした事業</p>
申請書	事業計画書等の作成が必要となります。
補助対象経費	<p>1 補助金交付決定日から平成 26 年 2 月 3 日の間に支出した補助対象経費</p> <p>2 補助対象経費には 50 万円未満の機械装置を含み、材料費、直接人件費、広告費、レンタル料、旅費等を含みます。</p>
補助金額	<p>上記補助対象経費の 3 分の 2 で、最高 200 万円です。また補助金額が 100 万円未満になるような申請は採択されません。</p> <p>補助金は後払いです。</p>
ポイント	<p>1 当該事業計画について金融機関との合意が必要です。（融資を受けなくてはならないと言う意味ではありません）</p> <p>2 補助対象経費は交付決定を受けた以後の支払いしたものとなっていますから、その間（平成 25 年 10 月ごろ？）まで事業計画の本格実施はできないことになります。</p> <p>3 補助金は、実施完了報告書を提出して、検査をうけて、請求書を出して交付されますから、平成 26 年 3 月末ごろになります。つまりその間の経費の支払いは自己調達となります。</p> <p>自己資金で賄えない場合は、前述した金融機関から補助金が交付されるまでの間、短期融資を受けることになります。金融機関は前向きに対応してくれると思います。</p> <p>4 詳細、申請書等は、中小企業庁のホームページを訪れてください。</p>

教育資金の一括贈与の贈与税の非課税制度の誤解しやすい点を、少し触れておきます。

- 1 この非課税制度は、一括して贈与をしても贈与税を課されないという制度であって、扶養義務者によるその都度の教育資金贈与は、もともと非課税とされています。
- 2 贈与税が非課税となる制度であって、教育以外の目的で法的に引き出せなくなるという制度ではありません。
- 3 銀行による運用口座は普通預金と書かれています。教育資金として一括贈与することにより節税となる相続税と、長期間、大金を普通預金にしておくことによる運用利益の逸失との比較も大切です。
信託銀行のほうが利回りがよいかもしれません。利回りは要検討です。(私は未検討です)
- 4 この制度は、3年間の時限立法ですから、3年以内に行わなくてはなりません、一度に行わなくてはならないというわけでもありません。初年度は試しに500万円、よいと思えば、2年目に500万円、というように追加できます。ただ、前述しましたが3年間ですから、3年以上は引き伸ばせません。
- 5 この制度は、撤回はできません。

雑 感

- 1 税理士職員用の退職共済団体、「一般社団法人ぜいたいきょう」の決算書をみると、前期末の正味財産残高（純資産残高のことです）は約15億円のマイナスでした。つまり15億円の債務超過でした。それが今期末（平成25年4月30日）の正味財産残高は約41億円のプラスとなりました。56億円という凄まじい好転ぶりです。

厚生年金基金、大学等、大きな資金を運用している団体の運用損失が取沙汰されていましたが、これらの団体のうち、責任追及にじーっと耐えてきたところの財務内容も大幅に改善されているのではないのでしょうか。

- 2 「ウィンドウズ8」、スタート画面が賑やかで仕事には向かないと感じている方も多いと思います。その場合は、「START MENU 8（日本語版）」というフリーソフトをダウンロードすると従来の画面で操作できるようになります。



- 3 サザエさんの銅像12体、合計4,200万円に対して59万円の固定資産税が課せられたと話題になっていました。県や市の補助金を受けて、商店街振興組合が建てたものだそうです。

商店街振興組合は法的に営利団体とされていますから、普通の会社と同じようにその所有する機械や構築物、備品等に償却資産税という固定資産税が課せられます。課税されていない銅像等があるのではないかと言われますが、国や地方公共団体の所有であれば、固定資産税は課税されません。

「寄付してしまいたい」との当事者の気持ちも分かります。ただ、減免制度はありますから、公共性が高いことを主張して、減免される可能性はあります。

撞鐘も ひびくやうなり 蟬の声（芭蕉）